

令和7年度（福委）第43号 第10期多賀町高齢者福祉計画および  
介護保険事業計画策定業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務の目的 別添仕様書のとおり

2. 業務の内容

- (1) 業務名 令和7年度（福委）第43号  
第10期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画策定業務委託
- (2) 発注者 多賀町長 久保 久良
- (3) 業務の内容 別添仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。
- (5) 契約限度額 令和7年度 基礎調査業務 280万円（税込）  
令和8年度 計画策定業務 420万円（税込）
- (6) 募集方式 公募型プロポーザル方式
- (7) 担当部署 多賀町役場 福祉保健課  
〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀221番地1  
電話：0749-48-8115（直通） FAX：0749-48-8143  
E-mail：fukushi@town.taga.lg.jp

3. 参加意思表明書の提出について

提出締切：令和8年1月9日（金）午後5時必着（郵送可）

ただし、プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 多賀町入札参加資格者名簿に登録されていること。  
(2) 多賀町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。  
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。  
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。

4. 質疑について

質疑がある場合は、期限までにFAXでのみ照会するものとする。（様式は任意）

FAX番号：0749-48-8143

- (1) 期限 令和8年1月13日（火）午後5時まで  
(2) 照会先 多賀町役場 福祉保健課  
(3) 回答 令和8年1月15日（木）午後5時までに多賀町ホームページで公開する。

5. 企画提案書等の提出について

提出締切：令和8年1月20日（火）午後5時必着（郵送可）

提出場所：多賀町役場 福祉保健課

提出書類：下記の①～④については正本1部、副本5部、⑤については1部提出すること。

No.	提出書類	備考	評価項目
①	会社概要	・会社案内、パンフレットなど会社の事業内容や従業員数等が分かるもの	・見易さや分かりやすさ ・会社の規模や特徴
②	実績書	・高齢者福祉計画および介護保険事業計画の実績書 ・その他関連業務の実績書 ※関連会社の実績は含めない。 ※過去 10 年以内で締結した契約業務を記載すること。	・本業務の実績値 ・その他関連業務の実績値 ・同じ相手方から継続して契約を受けた実績値
③	担当者経歴書	・主担当者の経歴書 ・副担当者一覧表	・主担当者の経歴、実績、コミュニケーション能力、責任感、 ・条例改正などを含めた多岐にわたる業務を遂行できる体制 ・主担当不在の場合の対応が可能な体制
④	企画提案書	・評価項目に対し具体的な内容を記載すること。 ・体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。 ・枚数の制限はしないが、要点を簡潔にまとめて作成すること。	・仕様書における業務内容ⅠⅡそれぞれにおける円滑な業務遂行のための企画提案 ・多賀町独自の課題を抽出する方法および計画指標の提案力 ・従前計画および他関連計画との整合性のとり方 ・本計画に関する情報収集と資料提供の方法 ・条例改正の提案の仕方
⑤	参考見積書	・令和7年度分と令和8年度分を区別して記載すること	・契約限度額と比較 ・企画提案書の内容と比較

## 6. 審査について

### (1) 審査方法

提出書類は、本町において書類選考を実施し、総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定する。

### (2) 審査結果の通知

審査の結果は、令和8年1月23日（金）午後5時までに参加者すべてにFAXにより通知する。

### (3) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。

交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

## 7. その他

### (1) 企画提案に要する経費については、提案者負担とする。

### (2) 提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。

### (3) 参加意思表明書を提出後、辞退する場合は辞退届を提出すること。

### (4) 仕様書の記載事項が実施されないおよび成果品が納品されない場合は、指名停止を行い、公示することもあり得る。